

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第10回） 議事概要

1 日 時 平成20年6月10日（火）16:30～18:27

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、出口委員、堀江委員、松井委員、

総務省（統計局）、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）安田総務省政策統括官付調査官
林総務省政策統括官付調査官

4 議事次第（1）行政記録情報の活用について

（2）オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

（3）「報告骨子（案）」について

（4）その他

5 議事概要

（1）行政記録情報の活用について

経済センサスへの「税務データ」の活用について、統計部局側である総務省統計局及び経済産業省から、資料1等に基づき、その必要性について、また、行政記録所管部局側である国税庁から活用可能性等について説明が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 個別の「税務データ」については提供できないが、集計結果については、法令上も技術的にも提供可能と思われる。しかしながら、現在ある国税庁の統計職員だけで別途の集計に対応することは不可能。また、継続的に別途の集計結果を提供する場合、国税庁の予算内でランニングコストを負担し続けることも困難。人、モノ、カネの措置を検討いただきたい。
- ・ 経済センサスに「税務データ」の集計結果を利用することは可能なのか。
経済センサスへの活用を期待している効果は2点あるが、母集団名簿への利用については、集計結果では活用不能、経理事項の精度向上については、調査できなかった事項に係るデータを補完するデータとして一定の効果が考えられる。
- ・ 「集計結果の提供は可能だが、個別データの提供は無理」とのことだが、最終的に情報が漏れないシステムが構築され、守秘義務が担保されていれば、どちらも提供できるのではないか。
所得税法をはじめとする全ての税法で、「外部に秘密を漏らす」ことを禁止しており、データを庁外に出すことも「漏洩」としてきた。これは、申告納税制度を維持するために必要不可欠な規定であり、厳格に運用してきたところ。個別データを統計作成に活用するためには、税法に「統

計のために提供することを認める」旨の規定を設けることを検討する必要がある。

(2) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

事務局から、資料2に基づき「統計データの二次利用促進に関する研究会」の中間取りまとめの骨子、オーダーメイド集計と匿名データの作成・提供に係るガイドラインの骨子、資料3に基づき統計データの二次利用に係るその他の論点、資料4に基づき二次的利用の推進方針の在り方についての検討資料(案)について説明が行われた。

上記の説明を踏まえ、統計データの二次的利用の運用について審議が行われた。主な意見は次のとおり。

- ・ 二次的利用の提供を行う統計調査について、将来に向かって提供範囲を拡充するような制度にするためにも、「提供可能なサービスの提示」や「統計委員会への実施状況の報告」などを行うことは是非、採用していただきたい。
- ・ 府省内に秘匿プログラムの設計や抽出テクニックを有する人材を育成することが重要。また、リソースを有効に活用するため、実施機関を集中的かつ効率化して運用すべき。
- ・ 民間企業であっても新しい事業を開始する時には、設備投資やR&Dなどの先行投資を行うもの。政府として新たなサービスの提供を始めるのであれば、予算確保の提言などをしっかり基本計画に書き込む覚悟がなければ、利用者にとってもメリットを感じられないものになる。
- ・ 事務局の提案は、制度立ち上げ時の運用方法としては理解できるものの、統計委員会としては二次的利用の「あるべき姿」を描かなければならない。

国土交通省の体制及び予算は既存の統計の質を維持するだけで精一杯の状況である。二次的利用については、サービスを提供する調査を絞ったとしても制度発足時からサービスを提供できるか約束できない。もっと大きな政府全体の制度として検討してほしい。

二次的利用システムの共通化について、集計業務は各府省の業務とされている現状では直ちに一本化することは不可能。各省が個別にスタートし、共通化できる部分はどこなのかを探りながら進めていくのが道筋と考える。

- ・ 二次的利用が各府省にとって大きな負担であることは理解できるが、統計法改正の目玉の一つであり、21年4月には運用を開始できるよう取り組まなければならない。
- ・ 不適切利用の対処について、ある府省で不適切利用があった場合、別の府省で利用制限することは可能か。

一般論として、法令に違反する行為があったとき、それに課すペナルティは比例原則(行政上の目的に対して、必要な範囲の制約を選択すること)に従うべきである。当該事例のような不適切利用の対処としては、今後の利用を制限することも、別の府省での利用を制限することも、妥当なペナルティと考えられるが、欠格期間を無制限とはせず、一定の期間の制限とすべきであろう。

学会等で自主的に倫理規定を設ける形での社会的制裁も必要ではないか。

- ・ 民間企業では、情報セキュリティの観点から社内のパソコンにUSB等の接続を禁止する所もある。セキュリティの確保という点で、匿名データ等を広く大学の学部生に利用させることについては、十分に検討すべきなのではないか。また、営利企業に統計データを二次的利用させることも、実査への影響など、国民の信頼という点から考慮すべき事項があるのではないか。

- ・ 二次的利用の審査は形式審査を重点にすべきである。また、提出書類について、法律の許す範囲で誓約書を入れることも利用者への認識を高めるという点で意味があるのではないか。

(3) 「報告骨子(案)」について

本日の議題としていた「報告骨子(案)」については、次回会合において検討することとなった。

(4) その他

事務局から、資料6に基づき、これまでの審議状況を踏まえ、今後の進め方について一部変更したい旨の提案が行われ、了承された。

次回の第4ワーキンググループ会合は、6月24日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>